

# タイ及びベトナムにおける 知的財産の権利執行状況に関する調査

ラウスタイランド法律事務所

Rouse & Co International (Thailand) Ltd

ジャパンデスク 久保田

TEL: +662 653 2730 / MAIL: [ykubota@rouse.com](mailto:ykubota@rouse.com)

# 1. 報告書コンテンツ

- 第1章:判例紹介

4件の判例をランダムに選定し、概要を紹介

- 第2章:弁護士費用概算

10件の民事・刑事訴訟における弁護士費用の概算

- 第3章:統計情報

過去5年間の民事・刑事訴訟件数推移

- 第4章:期待される救済水準

民事・刑事・行政上の救済の概要とポイント

## 2. 救済の種類

救済の種類	タイ	ベトナム
行政	<p>○(侵害品押収・破棄、罰金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 税関登録による対応</li> <li>* 対象は商標及び著作権</li> <li>* 迅速、低コスト</li> </ul>	<p>○(侵害品押収・破棄)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 人民委員会、科学技術省検査官、経済警察、市場管理局、税関による対応</li> </ul>
民事	<p>○(差止命令、侵害品押収・破棄、損害賠償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 裁判所への提訴</li> <li>* 差止命令の獲得は困難</li> <li>* 損害額の法定算定基準はない</li> </ul>	<p>○(侵害行為の停止命令、侵害品押収・破棄、損害賠償)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 原告側請求に見合う損害賠償が認定されるケースは少ない</li> </ul>
刑事	<p>○(侵害品押収・破棄、罰金・禁固刑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 摘発(ECD, DSI)⇒送検⇒起訴</li> <li>* 裁判所による量刑の判断基準は侵害の規模や危険性等</li> </ul>	<p>○(侵害品押収・破棄、罰金・禁固刑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 特許、実用新案、意匠は対象外</li> </ul>

### 3. 行政・民事・刑事手続所要費用・期間

手続の種類	タイ	ベトナム
行政	費用: US \$ 500 ~ 2, 000 期間: 約3週間程度	費用: US \$ 700 ~ 8, 000 期間: 約30 ~ 45稼働日程度
民事	費用: US \$ 20, 000 ~ 90, 000 期間: 約1年6ヶ月 ~ 2年程度	費用: US \$ 30, 000 ~ 50, 000 期間: 約1 ~ 2年程度
刑事	費用: US \$ 6, 000 ~ 8, 000 期間: 約6ヶ月 ~ 1年程度	費用: US \$ 10, 000 ~ 30, 000 期間: 約6ヶ月 ~ 1年程度

\* 上記費用は弁護士費用の目安を表す

\* 費用及び期間は事案の内容・複雑性やアプローチ手法の選択等により大きく異なる

## 4. 統計情報

タイ	<ul style="list-style-type: none"><li>・民事事件の年間件数は約170件程度で推移。種別の内訳は特許20件、商標75件、著作権75件、従って9割方は商標・著作権関連。</li><li>・刑事事件の年間件数は約5000件程度で推移。種別の内訳は特許10件、商標4000件、著作権1000件と、商標関連が8割を占める。</li></ul>
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"><li>・侵害対応においては9割方、行政手続が選択される(民事・刑事事件は全体の各5%程度)。</li><li>・行政手続の中では市場管理局による対応が年間1000件超と、圧倒的に多い。</li><li>・民事事件の年間件数は約30件程度(商標関連が8割以上)で推移しており、刑事事件は数件に留まる。</li></ul>

## 5. トレンド(タイ)

- ・タイランド4.0(第11次国家経済社会開発計画で示された産業の方向性)推進
- ・暫定憲法第44条適用による特許出願滞留案件一掃(2017年4月)

- ・特許意匠審査官数倍増(現在約90名)による滞留案件処理(3.6万⇒1万件)
- ・特許法改正法案(2017年4月:18ヶ月公開、審査請求期間短縮)

- ・特定事案のための控訴裁判所設置法に基づき、中央知的財産・国際貿易裁判所の判決を不服とする場合、従来の最高裁判所に代えて控訴裁判所への控訴に変更(2016年9月)

- ・司法省特別捜査局による過去最大規模の模倣品押収(2017年11月:バンコク、グッチやシャネル等ブランド品21万点、1億4千万円相当)



- ・米通称代表部(USTR)はタイにおける知的財産保護及び権利行使環境の改善を認め、同国をスペシャル301条優先監視国より除外(2017年12月)